

# 国立国会図書館

## 諸外国の同性婚制度等の動向

—2010年以降を中心に—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 798 (2013. 8. 2.)

はじめに

I 同性婚に関する制度の類型

II ヨーロッパ諸国

1 同性婚制度の国々

2 登録パートナーシップ制度の  
国々

3 東欧及びローマ・カトリック教  
会

III 米国

1 連邦

2 各州

IV 中南米諸国

1 メキシコ

2 アルゼンチン

3 ウルグアイ

4 ブラジル

V ニュージーランド

おわりに

- 同性カップルに法的保護を与える制度の主な類型として、①同性婚制度、②登録パートナーシップ制度、③法定同棲、④民事連帯契約（PACS）、⑤ドメスティック・パートナー制度などがある。
- 西欧諸国、北欧諸国、米国、中南米諸国等には同性婚制度を導入する国、州等がある一方で、東欧諸国には憲法で婚姻を異性間に限る国がある。また各国の最高裁判所等で、同性カップルの法的保護に関する判決がある。
- 我が国でも同性カップルの法的保護をめぐる憲法、民法、租税法などの観点から議論があり、また、国際連合の自由権規約委員会等から同性カップルの差別を防止するための法改正が勧告されている。

国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務課

とりさわ たかゆき  
(鳥澤 孝之)

第798号

## はじめに

諸外国では、1989年にデンマークが同性カップルの登録パートナーシップ制度<sup>1</sup>を導入して以来、同性間の法律婚制度（以下「同性婚制度」という。）や、婚姻に準じた法的地位を認めるパートナーシップ制度を導入する国がある。特にEU（欧州連合）加盟国では、欧州連合基本権憲章<sup>2</sup>が採択された2000年以降に増加している（表1参照）。同憲章第21条では、性的指向を含めていかなる理由による差別も禁止されると規定された<sup>3</sup>。2009年までの状況については拙稿「諸外国の同性パートナーシップ制度」<sup>4</sup>において解説した。本稿では主に2010年以降に同性婚制度等に関して動きがあったヨーロッパ諸国、米国、中南米諸国及びニュージーランドの状況について紹介し、最後に我が国の状況を概観する。

## I 同性婚に関する制度の類型

同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制、養子関係の形成などにおける保護を与えるための諸外国の制度の類型としては、主に①法律婚の異性パートナー（配偶者）と同様に婚姻を認める同性婚制度、②①の地位に準じる地位を認める登録パートナーシップ制度（又はシビル・ユニオン（民事的結合）制度）、③同棲関係に一定の法律上の地位を認める法定同棲、④成年2人間の共同生活に関して、財産的効果を中心にした契約に基づく届出制度である民事連帯契約、⑤お互いをパートナーとして申請したカップルに、各州、自治体等が定めた福祉や法的保護（病院訪問権、相続権、埋葬権など）が与えられる、ドメスティック・パートナー制度がある。

①は西欧諸国（オランダ、ベルギー、スペイン、ポルトガル、フランス及び英国）、北欧諸国（ノルウェー、スウェーデン及びデンマーク）、北米諸国（米国の一部の州等及びカナダ）、中南米諸国（メキシコの一部の州等、アルゼンチン及びウルグアイ）、ニュージーランドで、②は西欧諸国（オランダ、フィンランド、ドイツ、英国、スイス、オーストラリア及びアイルランド）、ハンガリー、フィンランド、南アフリカなどで見られる。③はベルギーなどで、④はフランス、⑤は米国の一部の州等で見られる（表1及び表2参照）。またオーストラリアのように、同性カップルとその子どもに対して、連邦政府が実施する高齢者ケア、聴覚サービス・プログラム、子育て支援、市民権取得、職場関係制度、入国管

---

※本稿は2013年7月19日までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

<sup>1</sup> 「パートナーシップ」が「親密で、継続的、家族的な関係をもつ2人の関係」を指すとした場合、①法律上の結婚（法律婚）をしている男女、②法律上の結婚はしていないが、生活をともにする男女のカップル、③生活をともにする同性のカップル、の3パターンがあるとの説明がある（杉浦郁子ほか編著『パートナーシップ・生活と制度』（プロブレムQ&A）緑風出版、2007、pp.14-15）。

<sup>2</sup> Charter of Fundamental Rights of The European Union (2000/C 364/01).

<[http://www.europarl.europa.eu/charter/pdf/text\\_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/charter/pdf/text_en.pdf)> 翻訳として、岡久慶・山口和人訳「欧州連合基本権憲章」『外国の立法』no.211, 2002.2, pp.14-20 参照。

<sup>3</sup> なおリスボン条約発効前は、欧州連合基本権憲章は第51条第1項で尊重義務が規定されるに留まり、法的拘束力を有しない状況が続いていた。しかしリスボン条約発効後は、同憲章はEU条約及び、EUの機能に関する条約と同一の法的価値を持つことが、EU条約第6条第1項で明記された。鷲江義勝編著『リスボン条約による欧州統合の新展開—EUの新基本条約—』ミネルヴァ書房、2009、pp.56-58, 113; 中西優美子『法学叢書 EU法』(法学叢書17) 新世社、2012、p.43; 庄司克宏『新EU法 基礎篇』(岩波テキストボックス) 岩波書店、2013、p.201 参照。

<sup>4</sup> 鳥澤孝之「諸外国の同性パートナーシップ制度」『レファレンス』711号、2010.4、pp.29-46.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050264\\_po\\_071102.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050264_po_071102.pdf?contentNo=1)>

理、医療ケア、医薬品給付制度、社会保障・家庭支援、高齢者退職年金、退役軍人年金の各分野に関連する連邦法を改正して、異性婚又は事実上の異性カップルと同様の給付を実施する国がある<sup>5</sup>。

その一方で、東欧、米国の一部の州等は、憲法で婚姻を異性間に限定すると規定している。また同性愛行為を違法として刑事罰の対象にする国が多数ある。国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）は、同性愛行為を違法とする国はアジア・アフリカ諸国を中心に 76 か国あり、同性愛行為に対して最高刑として死刑を科する国は 5 か国（モーリタニア、スーダン、イラン、サウジアラビア及びイエメン）並びにナイジェリア及びソマリアの一部地域であると報告している<sup>6</sup>。

## II ヨーロッパ諸国

### 1 同性婚制度の国々

ポルトガルでは 2010 年 5 月 17 日に同性婚を認めるための民法等の改正法が公布され、同年 6 月 5 日施行された<sup>7</sup>。この改正法では同性婚カップルの養子縁組を認めていなかった。その後 2012 年 7 月に同性カップルの一方のパートナーの子ども（実子又は養子）との養子縁組（いわゆる連れ子養子）に限って認める改正法案が提出され、2013 年 5 月 17 日に同性カップルの一方のパートナーの子ども（実子又は養子）との養子縁組（いわゆる連れ子養子）に限って認める改正法案が共和国議会の本会議で可決された<sup>8</sup>。この法案の審議中には、ILGA の関係者がポルトガル政府に対して、同性婚カップルの養子縁組が制度上認められないことに関して、欧州人権裁判所<sup>9</sup>に提訴していた（オーストリアの同様の事案については、2 参照）<sup>10</sup>。

アイスランドでは、2010 年 6 月 11 日に同性婚を可能にするための婚姻法等の改正法が議会で全会一致で可決し、同月 27 日から施行された。この施行と同時に、従来からあった登録パートナーシップ法は廃止された<sup>11</sup>。施行の際には、同性愛者であることを公表していたヨハンナ・シグルザルドッティル（Jóhanna Sigurðardóttir）首相が、同性パート

<sup>5</sup> 同上, pp.42-43.

<sup>6</sup> Lucas Paoli Itaborahy and Jingshu Zhu, *STATE-SPONSORED HOMOPHOBIA: A world survey of laws: Criminalisation, protection and recognition of same-sex love*, 8th Edition, International Lesbian Gay Bisexual Trans and Intersex Association (ILGA), 2013.5, p.22.

<[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_2013.pdf](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2013.pdf)>

<sup>7</sup> Lei n.º 9/2010 de 31 de Maio. <<http://dre.pt/pdf1sdip/2010/05/10500/0185301853.pdf>>

<sup>8</sup> *Diário da Assembleia da República* I Série n.º 91, 2013.5.18.

<<http://app.parlamento.pt/darpages/dardoc.aspx?doc=6148523063446f764c324679626d56304c334e706447567a4c31684a5355786c5a79394551564a4a4c305242556b6c42636e463161585a764c7a497577716f6c4d6a42545a584e7a77364e764a5449775447566e61584e7359585270646d4576524546534c556b744d446b784c6e426b5a673d3d&nome=DAR-I-091.pdf>>

<sup>9</sup> 欧州人権条約（後掲注(20)参照）第 19 条に基づき、その司法機関として設立された裁判所。国際法学会編『国際関係法辞典 第 2 版』三省堂, 2005, p.90 参照。

<sup>10</sup> Andrei Khalip and Editing by Tom Pfeiffer, “Gay couples in Portugal win limited adoption rights,” *Reuters*, 2013.5.17.

<<http://www.reuters.com/article/2013/05/17/us-portugal-gayadoption-idUSBRE94G0KV20130517>>

<sup>11</sup> Lög um breytingar á hjúskaparlögum og fleiri lögum og um brottfall laga um staðfesta samvist (ein hjúskaparlög). <<http://www.althingi.is/altext/stjt/2010.065.html>>

ナーとの登録パートナーシップを法律婚に変更する申請をして話題になった<sup>12</sup>。

2012年6月7日にはデンマークで同性カップルが異性カップルと同様に婚姻することを認める婚姻法の改正や、従来からあった登録パートナーシップ法の廃止などを内容とする改正法が可決され、同月15日から施行された<sup>13</sup>。2013年には、フランスで同性婚を認める民法等の改正法が憲法院での違憲審査などを経て5月18日に施行され、従来からあった民事連帯契約(Pacte civil de solidarité: PACS)では認められなかった同性カップルによる共同養子縁組が可能になった<sup>14</sup>。この改正法はフランソワ・オランド (François Hollande) 大統領の2012年大統領選挙の際の公約の柱の一つであったが、保守系野党やカトリック教会が強く反対し抗議デモが繰り広げられた<sup>15</sup>。2013年7月17日には、英国 (イングランド及びウェールズ) で2013年婚姻 (同性カップル) 法<sup>16</sup>が成立した。ただし、法案提出に当たっては、デービッド・キャメロン (David Cameron) 首相が支持を表明する一方で、与党の保守党内でも反対の声が多く、イングランド国教会等の宗教団体も反発していた<sup>17</sup>。

## 2 登録パートナーシップ制度の国々

オーストリアでは同性カップルを対象にした登録パートナー婚法が2009年12月30日に公布され、2010年1月1日に施行された<sup>18</sup>。同年の11月24日にはアイルランドで同性カップルを対象にするシビルパートナーシップ制度と、同性及び異性カップルの同棲の保護などを内容とする、シビルパートナーシップ及び同棲に係る権利義務法が制定され2011年1月1日に施行された<sup>19</sup>。いずれの法律も、同性カップルに相続、社会保障、税制上の優遇措置について配偶者としての処遇を認めるが、カップルによる養子縁組を認めない内容となっている。しかし2013年2月19日に欧州人権裁判所で、オーストリアの登録パートナー婚法第8条が同性カップルの相手方の子どもとの養子縁組を認めないことについて、未婚の異性カップルの場合と比較して欧州人権条約 (人権及び基本的自由の保護のための

<sup>12</sup> 「アイスランド首相、同性愛パートナーと正式に入籍」『AFPBB News』2010.6.29.

<<http://www.afpbb.com/article/life-culture/life/2738197/5923845>>

<sup>13</sup> Lov om ændring af lov om ægteskabs indgåelse og opløsning, retsplejeloven og om ophævelse af lov om registreret partnerskab. <<https://www.borger.dk/Lovgivning/Hoeringsportalen/dl.aspx?hpId=31246>>; “Denmark approves same-sex marriage and church weddings,” *BBC News EUROPE*, 2012.6.7. <<http://www.bbc.co.uk/news/world-europe-18363157>>

<sup>14</sup> LOI n° 2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe.

<[http://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do?jsessionid=FC17A598730C623AE7F168664B4C8A81.tp.djo10v\\_3?idDocument=JORFDOLE000026587592&type=contenu&id=2](http://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do?jsessionid=FC17A598730C623AE7F168664B4C8A81.tp.djo10v_3?idDocument=JORFDOLE000026587592&type=contenu&id=2)>; 服部有希 「【フランス】同性婚法の成立」『外国の立法』no.256-1, 2013.7, pp.12-13.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8233299\\_po\\_02560105.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8233299_po_02560105.pdf?contentNo=1)>

<sup>15</sup> 「同性婚合法化法が成立 仏『国民二分の社会改革』『産経新聞』2013.4.24.

<sup>16</sup> Marriage (Same Sex Couples) Act 2013 (c.30).

<[http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/30/pdfs/ukpga\\_20130030\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/30/pdfs/ukpga_20130030_en.pdf)>

<sup>17</sup> 「英国で同性婚認める法案が成立、来年夏にも施行」『CNN.co.jp』2013.7.18.

<<http://www.cnn.com/world/35034812.html>>

<sup>18</sup> BGBl. I Nr. 135/2009.

<[http://www.ris.bka.gov.at/Dokument.wxe?Abfrage=BgblAuth&Dokumentnummer=BGBLA\\_2009\\_I\\_135](http://www.ris.bka.gov.at/Dokument.wxe?Abfrage=BgblAuth&Dokumentnummer=BGBLA_2009_I_135)>; 松倉耕作「登録パートナー婚に関するオーストリア新法について」『名城ロースクール・レビュー』no.24, 2012.4, pp.53-84.

<sup>19</sup> Civil Partnership and Certain Rights and Obligations of Cohabitants Act 2010.

<<http://www.irishstatutebook.ie/pdf/2010/en.act.2010.0024.pdf>>

条約)<sup>20</sup>第14条(差別の禁止)に反するとした判決が出された<sup>21</sup>。

一方、ドイツでは2001年に生活パートナーシップ法が成立し、官公庁に登録した同性カップルについて登録生活パートナーシップとして婚姻に準じた保護が認められたが、遺族年金、退職年金、相続税、所得税及び養子縁組に関して、登録生活パートナーが法律婚の配偶者と同等に処遇されないことが問題になっていた。このうち遺族年金及び退職年金については、欧州司法裁判所<sup>22</sup>が2008年に遺族年金について<sup>23</sup>、2011年に退職年金について<sup>24</sup>、雇用及び職業における均等待遇の一般的枠組みを設定するEU指令(2000/78/EC)第1条で規定する性的指向に基づく差別と判断した。相続税については2010年7月に連邦憲法裁判所が、個人控除額、税率、年金免除額において考慮されていないことにより、配偶者に対して登録生活パートナーが相続税の税法上で重い負担を受ける劣悪な地位にあることは、基本法第3条第1項の一般平等原則に合致しないと決定した<sup>25</sup>。同年12月に公布された2010年年次税法では相続税及び贈与税に関する法律第15条が改正され、同法の課税階級において登録生活パートナーと異性カップルが同等の扱いとされた<sup>26</sup>。

2013年になるとドイツの連邦憲法裁判所は、2月19日に、生活パートナーシップ法第9条第7項が登録生活パートナーの養子縁組の対象を他方のパートナーの実子に限定し、そのパートナーの養子との間の養子縁組を認めていないことについて<sup>27</sup>、基本法第3条第1項(法の前の平等)に反するとした上で、立法者(議会)に対して2014年6月30日までに生活パートナーシップ法第9条第7項が合憲となるように改正すべきなどとした判決を下した<sup>28</sup>。同年5月7日には、所得税法が、登録生活パートナーシップを法律婚夫婦と同等に税制上有利な(基礎控除が増えるなど)夫婦合算申告を認めないのは基本法第3条第1項に反するなど決定した。その上で立法者に対して、生活パートナーシップの税申告について2001年(生活パートナーシップ法が施行された年)以降に遡って、夫婦合算

<sup>20</sup> Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms as amended by Protocols No. 11 and No. 14 (Rome, 4.XI.1950). <<http://conventions.coe.int/treaty/en/Treaties/Html/005.htm>> 第2次大戦後の人権の国際化、冷戦下における西欧民主主義の擁護などを踏まえて、欧州評議会(Council of Europe)により作成された条約。国際法学会編 前掲注(9), pp.90-91 参照。

<sup>21</sup> CASE OF X AND OTHERS v. AUSTRIA—19010/07— HEJUD [2013] ECHR 148 (19 February 2013). <<http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-116735>>; *Zeitschrift für das Gesamte Familienrecht (FamRZ)*, vol.60 no.10, 2013.5.1, S.763-767.

<sup>22</sup> 欧州連合条約、欧州連合運営条約などに基づいて設置された裁判所で、EU(欧州連合)の機関の一つ。各構成国(各1名)からの裁判官で構成される。中西 前掲注(3), pp.71-72; 国際法学会編 前掲注(9), pp.86-88 参照。

<sup>23</sup> Case C-267/06, Maruko [2008].

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62006J0267:EN:HTML>>

<sup>24</sup> Case C-147/08, Römer [2011].

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62008CJ0147:EN:HTML>>

<sup>25</sup> BVerfG, Beschluss des Ersten Senats vom 21. Juli 2010—1 BvR 611/07 und 1 BvR 2464/07.

<[http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/rs20100721\\_1bvr061107.html](http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/rs20100721_1bvr061107.html)>; *Zeitschrift für das Gesamte Familienrecht (FamRZ)*, vol.57 no.18, 2010.9.15, S.1525-1531.

<sup>26</sup> Jahressteuergesetz 2010 (JStG 2010) vom 8.12.2010 (BGBl I S.1768).

<[http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Gesetzestexte/Gesetze\\_Verordnungen/002\\_a.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Gesetzestexte/Gesetze_Verordnungen/002_a.pdf?__blob=publicationFile&v=3)>; 渡邊泰彦「ドイツ同性登録パートナーシップをめぐる裁判例—退職年金と相続税について—」『産大法学』vol.45 no.3・4, 2012.1, pp.708-686.

<<http://ci.nii.ac.jp/lnavi?name=nels&lang=jp&type=pdf&id=ART0009875587>>

<sup>27</sup> 生活パートナーシップ法の養子縁組制度の経緯等を解説したものとして、渡邊泰彦「ドイツ生活パートナーシップ法の概観(二・完)」『東北学院法学』no.66, 2007.11, pp.11-17 参照。

<sup>28</sup> BVerfG, Urteil des Ersten Senats vom 19. Februar 2013—1 BvL 1/11 und 1 BvR 3247/09.

<[http://www.bverfg.de/entscheidungen/ls20130219\\_1bvl000111.html](http://www.bverfg.de/entscheidungen/ls20130219_1bvl000111.html)>; *Zeitschrift für das Gesamte Familienrecht(FamRZ)*, vol.60 no.7, 2013.4.1, S.521-530.

申告を完了させることについて所得税法を明文化する法改正を義務付けた<sup>29</sup>。

### 3 東欧及びローマ・カトリック教会

東欧においては憲法で、ブルガリア（第46条）<sup>30</sup>、ポーランド（第18条）<sup>31</sup>、ラトビア（第110条）<sup>32</sup>、リトアニア（第38条）<sup>33</sup>及びハンガリー（第L条）<sup>34</sup>といったEU加盟国が、婚姻を異性間に限定している。ただし、ハンガリーのジェルジュ・コバックス（György Kovács）弁護士は、ハンガリーでは2009年に同性カップルを対象にした登録パートナーシップ法<sup>35</sup>（②の類型）を制定した後の2011年4月に婚姻を異性間に限定する新憲法を制定しているが、登録パートナーシップ法は新憲法に抵触しないと説明している<sup>36</sup>。

またローマ・カトリック教会のフランシスコ法王（Pope Francis）は、2013年7月5日に公布した回勅『信仰の光』の中で「安定した結びつきは、何よりもまず、婚姻した男女であると考え。その結びつきは、神の愛の象徴と存在としての彼らの愛と、性の違いの素晴らしさを認識し受け入れることから生まれた。」として、異性婚の支持を表明した<sup>37</sup>。

## III 米国

### 1 連邦

連邦法では異性婚制度の保持などを目的として、1996年に婚姻防衛法（Defense of Marriage Act: DOMA）が制定された。その内容は、①連邦法では「婚姻」、「配偶者」の定義を異性間に限定する、②ある州で同性間に婚姻又は類似の身分関係が認められるとし

<sup>29</sup> BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 7. Mai 2013—2 BvR 909/06, 2 BvR 1981/06 und 2 BvR 288/07. <[http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/rs20130507\\_2bvr090906.html](http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/rs20130507_2bvr090906.html)>

<sup>30</sup> ストイチェヴァ・ビストラ, 直川誠蔵訳「資料 1991年ブルガリア共和国憲法（全訳）」『比較法学』vol.34 no.2, 2001.1, p.168.

<<http://www.waseda.jp/hiken/jp/public/review/pdf/34/02/ronbun/A04408055-00-034020159.pdf>>

<sup>31</sup> 小森田秋夫訳「ポーランド共和国憲法」阿部照哉・畑博行編著『世界の憲法集〔第四版〕』有信堂高文社, 2009, p.454.

<sup>32</sup> The Constitution of the Republic of Latvia § 110. <<http://www.satv.tiesa.gov.lv/?lang=2&mid=8>>

<sup>33</sup> 山岡規雄訳「リトアニア共和国憲法」『外国の立法』no.238, 2008.12, p.128.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000156\\_po\\_023806.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000156_po_023806.pdf?contentNo=1)>

<sup>34</sup> 小野義典「ハンガリー基本法」『憲法論叢』no.18, 2011.12, pp.176, 181.

<<http://ci.nii.ac.jp/lognavi?name=nels&lang=jp&type=pdf&id=ART0009928658>>; 水島朝穂・佐藤史人「試練に立つ立憲主義—2011年ハンガリー新憲法の『衝撃』(1)」『比較法学』vol.46 no.3, 2013.3, pp.65-67.

<<http://www.waseda.jp/hiken/jp/public/review/pdf/46/03/ronbun/A04408055-00-046030039.pdf>>

<sup>35</sup> “2009. évi XXIX. törvény—a bejegyzett élettársi kapcsolatáról, az ezzel összefüggő, valamint az élettársi viszony igazolásának megkönnyítéséhez szükséges egyes törvények módosításáról,” *Magyar Közlöny*, 2009/63.szám, 2009.5.8, pp.15847-15858.

<<http://www.kozlonyok.hu/nkonline/MKPDF/hiteles/mk09063.pdf>>; Emilia Weiss, “Neues zur Regelung der registrierten Partnerschaft in Ungarn,” *Zeitschrift für das gesamte Familienrecht (FamRZ)*, vol.56 no.18, 2009.9.15, S.1566-1567.

<sup>36</sup> György Kovács, “Ungarns neue Verfassung — In Kraft 1. Januar 2012,” *Osteuropa Recht*, vol.57 no.3, 2011.9, S.257.

<sup>37</sup> Encyclical Letter: *Lumen Fidei of The Supreme Pontiff Francis to The Bishops Priests and Deacons Consecrated Persons and The Lay Faithful on Faith*, 2013.7.5, pp.71-72.

<[http://www.vatican.va/holy\\_father/francesco/encyclicals/documents/papa-francesco\\_20130629\\_enciclica-lumen-fidei\\_en.pdf](http://www.vatican.va/holy_father/francesco/encyclicals/documents/papa-francesco_20130629_enciclica-lumen-fidei_en.pdf)>; 『結婚は男女結ばれること』ローマ法王、同性婚反対を強調『朝日新聞』2013.7.6.

ても、その関係を認める義務は他州にはない、とするものである。①の規定が連邦法に置かれることにより、婚姻自体は連邦法の管轄ではないものの、連邦法上に規定がある連邦の健康保険、年金、相続等の権利又は義務は、同性の配偶者に対して認められないこと、連邦機関の被用者の配偶者としての福利厚生の対象とならないこと等、配偶者が有する様々な権利や義務について、異性間の婚姻しか対象とならないという効果が生じた。また、合衆国の市民権に関する事項が連邦議会の権限であるため、同性婚を認める国からの移民や国際結婚等についても、実質上、同性婚に対する法的保護が認められず、州だけで解決できない問題を生じさせた<sup>38</sup>。2009年と2011年には連邦議会で婚姻防衛法の廃止を目的とする法案が提出され、2010年以降になると連邦地方裁判所や連邦控訴裁判所で同法の違憲判決が下された<sup>39</sup>。

2013年には、バラック・オバマ（Barack Hussein Obama Jr.）大統領が1月21日の就任演説で「我々の旅は、同性愛者の兄弟姉妹たちが法の下で誰とも平等に扱われるようになるまで終わらない」などと同性カップルの権利の平等性について述べた<sup>40</sup>。さらに連邦最高裁判所は6月26日に、カナダの市民婚姻法<sup>41</sup>に基づいて2007年に同性婚をした後にニューヨークに居住する女性が、2009年に死亡した同性パートナーからの遺産相続について連邦法上の配偶者として認められず、連邦政府から多額の課税処分をされたことについて提訴した事案について、婚姻防衛法が合衆国憲法修正第5条（法の適正手続によらないで生命、自由又は財産を奪われないことに係る保障など）に反するとして違憲判決を下した。一方で同判決は、各州法の婚姻の定義（婚姻の対象を異性カップルのみとするのか、同性カップルも含むのか）については、各州に委ねられるとした<sup>42</sup>。

## 2 各州

米国の婚姻制度は、基本的に各州法で定められている。同性婚に関する各州制度の状況を分類すると、①同性婚制度、②シビル・ユニオン（民事的結合）制度、③ドメスティック・パートナー制度、④各州憲法で婚姻を異性間に限定する制度、⑤各州法（民法、家族法など）で婚姻を異性間に限定する制度（④に該当する場合を除く。）と、多様なものとなっている（表2参照）<sup>43</sup>。同性カップルの共同養子縁組の可否も各州で異なり、また可否が法令上明確でない州がある<sup>44</sup>。

<sup>38</sup> 井樋三枝子「アメリカの州における同性婚法制定の動向」『外国の立法』no.250, 2011.12, p.7.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3382140\\_po\\_02500002.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382140_po_02500002.pdf?contentNo=1)>

<sup>39</sup> 石田若菜「同性婚と異性婚における法的保護の平等—近時の婚姻防衛法（Defense of Marriage Act）違憲判決を素材として—」『比較法雑誌』vol.46 no.3, 2012.12, pp.313-337.

<sup>40</sup> The White House Office of the Press Secretary, “Inaugural Address by President Barack Obama,” 2013.1.21.

<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/01/21/inaugural-address-president-barack-obama>>; 「オバマ米大統領 就任演説全文」『読売新聞』2013.1.23.

<sup>41</sup> Civil Marriage Act (2005, c.33).

<sup>42</sup> United States v. Windsor, Executor of The Estate of Spyer, et al., No.12-307 (U.S. Jun. 26, 2013).

<[http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-307\\_6j37.pdf](http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-307_6j37.pdf)>

<sup>43</sup> 最近の状況については、井樋三枝子「【アメリカ】デラウェア州、ロードアイランド州、ミネソタ州同性婚法成立」『外国の立法』no.256-1, 2013.7, pp.4-7.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8233296\\_po\\_02560102.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8233296_po_02560102.pdf?contentNo=1)>参照。

<sup>44</sup> Human Rights Campaign, “PARENTING LAWS: JOINT ADOPTION,” 2013.6.4.

<[http://www.hrc.org/files/assets/resources/parenting\\_joint-adoption\\_062013.pdf](http://www.hrc.org/files/assets/resources/parenting_joint-adoption_062013.pdf)>

カリフォルニア州では 2008 年 6 月に、州最高裁判所が婚姻を異性間に限定する州家族法が州憲法に反するとして州政府に同性婚の許可を命じた<sup>45</sup>。これに対して同性婚反対派が婚姻を異性間に限定する州憲法改正を目指して提案した州民投票（プロポジション 8）を 2008 年 11 月に州政府が実施したところ、賛成多数で可決され、州憲法は改正された。その後、婚姻の許可を拒否された同性愛者が本件州憲法改正は合衆国憲法に違反するとして連邦地方裁判所に提訴した訴訟では、2012 年 2 月 7 日に連邦第 9 巡回区控訴裁判所<sup>46</sup>が、2013 年 6 月 26 日に連邦最高裁判所<sup>47</sup>が、いずれも合衆国憲法修正第 14 条の適正手続条項及び平等保護条項に反するとして違憲判決を下した。同月 28 日には、連邦第 9 巡回区控訴裁判所が 2008 年以来の同性婚の婚姻届受理停止の解除命令<sup>48</sup>をしたため、州政府は同性カップルからの婚姻届の受理を再開した。

## IV 中南米諸国

### 1 メキシコ

2009 年 12 月にメキシコ市（連邦特別区）議会は、同市の民事手続法を改正して同性カップルの婚姻及び養子縁組を認める法案を可決し、2010 年 3 月から同性カップルからの婚姻届の受理を開始した<sup>49</sup>。連邦司法長官はこの改正法が家族の保護などを規定するメキシコ憲法に反するとして違憲訴訟を提起したが、国家最高司法裁判所は 2010 年 8 月に合憲判決を出した<sup>50</sup>。2011 年 11 月にはキンタナロー州<sup>51</sup>政府が法改正を経ずに同性婚を法律婚と認め、同性カップルからの婚姻届の受理を開始した<sup>52</sup>。

### 2 アルゼンチン

<sup>45</sup> In re Marriage Cases (2008), 43 Cal.4th 757. <<http://www.courts.ca.gov/documents/S147999.pdf>>

<sup>46</sup> Perry v. Brown, 671 F.3d 1052 (9th Cir. 2012).

<<http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/general/2012/02/07/1016696com.pdf>>; 秋葉丈志「Perry v. Brown, 671 F.3d 1052 (9th Cir. 2012)—いったん認められた同性結婚を州憲法改正により再度否定することは合理性を欠き、合衆国憲法第 14 修正の平等保護条項に反する」『アメリカ法』2012-2, 2013.5, pp.364-368.

<sup>47</sup> Hollingsworth et al. v. Perry et al, No.12-144 (U.S. Jun. 26, 2013).

<[http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-144\\_8ok0.pdf](http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-144_8ok0.pdf)>

<sup>48</sup> Perry v. Brown, No.10-16696 (9th Cir. Jun. 28, 2013)

<<http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/general/2013/06/28/Document%2844%29.pdf>>

<sup>49</sup> “Decreto por el que se reforman diversas disposiciones del Código Civil para el Distrito Federal y del Código de Procedimientos Civiles para el Distrito Federal,” *Ciudades de México: GACETA OFICIAL DEL DISTRITO FEDERAL*, no.747, 2009.12.29, pp.525-526.

<[http://www.consejeria.df.gob.mx/portal\\_old/uploads/gacetas/4bc697685b963.pdf](http://www.consejeria.df.gob.mx/portal_old/uploads/gacetas/4bc697685b963.pdf)>; 「メキシコ市で同性婚合法化、役所前にはカップルが列」『ロイター』2010.3.5.

<<http://jp.reuters.com/article/oddlyEnoughNews/idJPJAPAN-14203020100305>>

<sup>50</sup> *ACCIÓN DE INCONSTITUCIONALIDAD 2/2010*, 2012.8.16.

<<http://www2.scjn.gob.mx/ConsultaTematica/PaginasPub/DetallePub.aspx?AsuntoID=115026>>

<sup>51</sup> キンタナロー州 (Estado de Quintana Roo) は、メキシコ南東部ユカタン半島にある州で、東側はカリブ海に面し、南側に隣国ベリーズとの国境がある。

<sup>52</sup> Brisa Muñoz, “Sin hacer una reforma legal, Quintana Roo realiza sus primeras bodas gay,” *CNN México*, 2011.11.30.

<<http://mexico.cnn.com/nacional/2011/11/30/sin-hacer-una-reforma-legal-quintana-roo-realiza-sus-primera-s-bodas-gay>>



2010年7月21日にクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル（Cristina Fernández de Kirchner）大統領の左派政権の推進により、民法第172条、第188条の改正など同性婚を認める改正法が制定された<sup>53</sup>。国民の90%がカトリック教徒の同国では法案をめぐって議論が紛糾し、上院で長時間の審議や、教会や野党議員から法案の是非を問う国民投票の実施などの要求が行われた<sup>54</sup>。法改正前には、婚姻を異性間に限定する民法第172条及び第188条を憲法違反とする裁判例があった<sup>55</sup>。

### 3 ウルグアイ

2007年には同性カップルに婚姻に準じる法的地位を認めたシビル・ユニオン法が制定されていたが<sup>56</sup>、2013年になって養子縁組を含む同性婚制度を認めるための民法改正等の改正法案が議会で可決され、5月3日のホセ・アルベルト・ムヒカ・コルダノ（José Alberto Mujica Cordano）大統領による署名を経て、8月1日から施行された<sup>57</sup>。アルゼンチンと同様に、ウルグアイの教会も同性婚が合法化されれば結婚や家族制度に大きな打撃を受けるとして法案に反対していた<sup>58</sup>。

### 4 ブラジル

連邦最高裁判所は2011年5月5日に、同性カップルの権利に関する憲法訴訟の判決を出した。その内容は、同性カップルの婚姻の合法性をめぐって提起された、共和国検事総長による違憲直接訴訟（ある一定の場合に一定の役職にある者が、連邦最高裁判所に対して提起するもの。連邦、州を問わず、法規範又は規範的行為の違憲性を問う権限を有する。憲法第103条。）<sup>59</sup>と、リオデジャネイロ州知事による基本規定不履行争訟（公権力の行為の結果による憲法上の基本規定に対する侵害を回避し回復することを目的とするもの。提訴権者は違憲直接訴訟と同じ。憲法第102条補項1。）<sup>60</sup>に対して、婚姻を異性間に限定した民法の規定が差別の禁止を保障する憲法第3条第4項に反するなどとして、内縁関係の同性カップルに異性カップルと同様に年金、相続、養子縁組などの法的権利を認めるべきというものであった<sup>61</sup>。

<sup>53</sup> “MATRIMONIO CIVIL Ley 26.618,” *Boletín Oficial de la República Argentina*, Año CXVIII Número 31.949, 2010.7.22, pp.1-4. <<http://www.boletinoficial.gov.ar/Inicio/index.castle?s=1&fea=22/07/2010>>

<sup>54</sup> 「アルゼンチン、同性婚を合法化 中南米初」『AFPBB News』2010.7.16.

<<http://www.afpbb.com/article/life-culture/life/2741195/5969324>>

<sup>55</sup> Cecilia P. Grosman and Marisa Herrera, “Argentina—Family, Pluralism and Equality: Marriage and Sexual Orientation in Argentina Law,” Bill Atkin, ed., *The International Survey of Family Law 2011 Edition*, Bristol: Jordan Publishing, 2011, pp.27-50.

<sup>56</sup> Ley N° 18.246 UNIÓN CONCUBINARIA.

<<http://www.parlamento.gub.uy/leyes/AccesoTextoLey.asp?Ley=18246&Anchor=>>

<sup>57</sup> Ley N° 19.075 MATRIMONIO IGUALITARIO.

<<http://www0.parlamento.gub.uy/leyes/AccesoTextoLey.asp?Ley=19075>>

<sup>58</sup> 「同性婚認める法案が通過、大統領署名で成立へ ウルグアイ」『CNN.co.jp』2013.4.11.

<<http://www.cnn.co.jp/world/35030730.html>>

<sup>59</sup> Ação Direta de Inconstitucionalidade (ADI) 4.277 Distrito Federal, 2011.5.5.

<<http://www.stf.jus.br/arquivo/cms/noticiaNoticiaStf/anexo/ADI4277MA.pdf>>

<sup>60</sup> ARGÜIÇÃO DE DESCUMPRIMENTO DE PRECEITO FUNDAMENTAL (ADPF) 132 RIO DE JANEIRO, 2011.5.5. <<http://redir.stf.jus.br/paginadorpub/paginador.jsp?docTP=AC&docID=628633>>

<sup>61</sup> Supremo Tribunal Federal, “Notícias STF: Supremo reconhece união homoafetiva,” 2011.5.5.

この判決によりブラジル国内の 26 州のうち 10 以上の州、及び連邦直轄地の役所で同性カップルからの婚姻登録を受理するようになったが、未だに婚姻登録を拒否する州があった。このような状況を背景に、国家司法審議会<sup>62</sup>の委員長で連邦最高裁判所長官でもあるジョアキン・バルボザ (Joaquim Barbosa) の提案によって同性婚の合法性が審議され、同審議会は 2013 年 5 月 14 日に同性カップルによる婚姻登録を役所は拒否すべきではないという決定をした<sup>63</sup>。これに対してキリスト教社会党から、同審議会による本件決定の権限の有無などを問う集団的職務執行令状の請求 (憲法第 5 条第 70 号(a)) が申し立てられたが、連邦最高裁判所は同月 28 日にこの請求を棄却した<sup>64</sup>。

## V ニュージーランド

2004 年に婚姻ではない生活共同関係を同性及び異性のカップルに保障することを目的としたシビル・ユニオン法<sup>65</sup>が制定され、同性カップルの権利義務を婚姻の場合と同等とし、レズビアンカップルが出産するための生殖補助医療を制約しないとされた一方で、他人の子と共同養子縁組をすることはできないとされていた。しかし 2013 年になって同性カップルの養子縁組を可能とすることなどを含む、同性カップルの法律婚を認める 2013 年婚姻 (婚姻の定義) 改正法<sup>66</sup>が 4 月 19 日に国王裁可を得て制定され、8 月 19 日から施行されることになった<sup>67</sup>。

## おわりに

我が国の民法 (明治 29 年法律第 89 号) では婚姻を異性間に限定する明文の規定はないが、婚姻が「社会で一般に夫婦関係と考えられているような男女の精神的・肉体的結合」であること等から「同性間の『婚姻』は…婚姻ではない」と解釈して婚姻成立の法律要件を満たさないとする見解が従来からある<sup>68</sup>。戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号) では夫婦と

<<http://www.stf.jus.br/portal/cms/verNoticiaDetalhe.asp?idConteudo=178931>>; 二宮正人「シリーズ・ブラジル投資関連法制 7—ブラジル民法典について (下)」『JCA ジャーナル』vol.59 no.10, 2012.10, pp.83-84. なお本件で問題になった違憲審査手続を解説したものとして、佐藤美由紀『ブラジルにおける違憲審査制の展開』東京大学出版会, 2006, pp.183-228, 238-242 参照。

<sup>62</sup> 国家司法審議会は 2004 年の憲法改正 45 号によって、司法行政と司法財政における監督機関として創設された司法権の組織の一つである (憲法第 92 条第 1-A 号)。同審議会の組織、権限等を紹介したものとして、佐藤美由紀「2007 年以降のブラジルの違憲審査制」『杏林社会科学研究』vol.26 no.2・3, 2010.11, pp.119-122 参照。

<sup>63</sup> Resolução nº 175, 2013.5.14. <[http://www.cnj.jus.br/images/resol\\_gp\\_175\\_2013.pdf](http://www.cnj.jus.br/images/resol_gp_175_2013.pdf)>; Marilia Brocchetto, “Brazilian judicial council orders notaries to recognize same-sex marriage,” *CMN*, 2013.5.15.

<<http://edition.cnn.com/2013/05/15/world/americas/brazil-same-sex-marriage/index.html?eref=edition>>; 「同性婚合法化を可決 15 カ国目の同性婚認可」『サンパウロ新聞』2013.5.16.

<<http://www.saopauloshimbun.com/index.php/conteudo/show/id/13290/cat/1>>

<sup>64</sup> MEDIDA CAUTELAR EM MANDADO DE SEGURANÇA 32.077 DISTRITO FEDERAL, 2013.5.28.

<<http://www.stf.jus.br/portal/processo/verProcessoPeca.asp?id=143964315&tipoApp=.pdf>>

<sup>65</sup> Civil Union Act 2004 No.102, Public Act.

<sup>66</sup> Marriage (Definition of Marriage) Amendment Act 2013 No.20, Public Act.

<<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2013/0020/latest/whole.html#DLM4505003>>

<sup>67</sup> “Marriage bill leaves a few inequalities to sort out,” *The New Zealand Herald*, 2013.4.20.

<[http://www.nzherald.co.nz/nz/news/article.cfm?c\\_id=1&objectid=10878614](http://www.nzherald.co.nz/nz/news/article.cfm?c_id=1&objectid=10878614)>; 「NZ、同性婚合法化へ アジア太平洋諸国で初」『msn 産経ニュース』2013.4.17.

<<http://sankei.jp.msn.com/world/news/130417/asi13041723010002-n1.htm>>

<sup>68</sup> 我妻栄『親族法』(法律学全集 第 23) 有斐閣, 1961, pp.14, 18; 中川善之助『親族法 上』(現代法学全書) 青林書院, 1958, pp.158-159 など。

子を単位として戸籍が編製されるなど異性間で法律婚が成立することが前提になっている。また日本国憲法第 24 条で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定されていることなどから、憲法で保護される婚姻が異性間に限定されるのか等、同性カップルの憲法上の権利に関する議論がある<sup>69</sup>。

一方で、国際連合の自由権規約委員会<sup>70</sup>及び経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会（社会権規約委員会）<sup>71</sup>は日本政府に対して、同性カップルを差別しないことを確保するための法改正を勧告している。外国の制度に基づいて同性婚をしたカップルが日本に滞在した場合、国際私法上日本でどのような法的保護を与える必要があるのか<sup>72</sup>、租税法上の「配偶者」に該当するのか<sup>73</sup>等が問題になる。

学術研究者の間では、我が国でも同性婚に関する比較法研究や裁判例研究が学会などで行われ<sup>74</sup>、また 2013 年 6 月 26 日に米国連邦最高裁判所が出された同性婚に関する違憲判決に関連して、我が国での同性婚制度等の制定に関する議論が報じられているところである<sup>75</sup>。

<sup>69</sup> 横田耕一「日本国憲法からみる家族」『これからの家族』（法学セミナー増刊 総合特集シリーズ 31）日本評論社、1985、p.94；角田由紀子『性の法律学』（有斐閣選書）有斐閣、1991、pp.207-212；第 161 回国会参議院憲法調査会会議録第 4 号 平成 16 年 11 月 17 日 p.19（赤坂正浩発言）；梶村太市・棚村政行編著『夫婦の法律相談 第 2 版』（新・法律相談シリーズ）有斐閣、2010、pp.64-66（棚村政行執筆）；和田幹彦「iPS 細胞・卵子・精子—『同性間の実子』の限界と新たな可能性—」『法學志林』vol.110 no.4、2013.3、pp.426-371 など参照。

<sup>70</sup> 「（仮訳）自由権規約委員会第 94 回会期 ジュネーブ 2008 年 10 月 13 日—31 日 規約第 40 条に基づき締約国より提出された報告の審査 自由権規約委員会の最終見解—日本」CCPR/C/JPN/CO/5、2008.10.30、p.11。  
<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu\\_kenkai.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf)>

<sup>71</sup> 「（仮訳）経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 第 50 会期において委員会により採択された日本の第 3 回定期報告に関する最終見解（2013 年 4 月 29 日—5 月 17 日）」E/C.12/JPN/CO/3、2013.5.17、p.3。  
<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/kenkai\\_130517\\_jp.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/kenkai_130517_jp.pdf)>

<sup>72</sup> 木棚照一「国際家族法講義 4—婚約、内縁、同性婚」『戸籍時報』no.690、2012.11、pp.69-74。

<sup>73</sup> 肥後治樹「租税法における『配偶者』について」『筑波ロー・ジャーナル』no.6、2009.9、pp.153-187。  
<[http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf\\_kiyoutlj-06/tlj-06-higo.pdf](http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kiyoutlj-06/tlj-06-higo.pdf)>

<sup>74</sup> 本山敦ほか「ミニ・シンポジウム 同性婚」『比較法研究』no.74、2012.12、pp.257-295；谷口洋幸ほか編著『性的マイノリティ判例解説』（判例解説シリーズ）信山社、2011 など参照。

<sup>75</sup> 「同性婚容認 世界各地で 欧州 9 カ国、ブラジルも」『朝日新聞』2013.6.28；「クローズアップ 2013—同性婚 容認の流れ 米連邦最高裁が合憲判断」『毎日新聞』2013.6.28；「水平垂直—米、同性婚へ道開く 賛否両論渦巻く社会」『産経新聞』2013.6.28；「同性カップル 決意の挙式—海外 法的地位認める動き」『読売新聞』2013.7.12；「7・21 参院選—性の自由 政治に問う 性的マイノリティー 政党アンケート」『東京新聞』2013.7.19 など。

表 1 主なヨーロッパ諸国の同性婚制度等 (2013年8月1日現在)

	制度の 類型	制定年	適用 対象	相続	社会 保障	税制上の 優遇措置	養子 制度	関係の 解消方法
オランダ	登録制 <sup>1</sup>	1998	同性 異性	あり	あり	あり	あり	パートナ ー間で決 定
	法律婚	2001		あり	あり	あり	あり	裁判所 のみ決定
ベルギー	法定 同棲	1998	同性 異性	あり	なし	なし	あり	パートナ ー間で決 定
	法律婚	2003		あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
フランス	民事連帯 契約 (PACS)	1999	同性 異性	あり	あり	あり	なし	同意すれ ば即時。 当事者の いずれか が解消を 要求して から3か 月後。
	法律婚	2013		あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
フィンランド	登録制	2001	同性 のみ	あり	あり	あり	あり <sup>2</sup>	法律婚と 同じ
ドイツ	登録制	2001	同性 のみ	あり	あり	あり	あり <sup>2</sup>	法律婚と 同じ
英国	登録制	2004	同性 のみ	あり	あり	あり	あり <sup>3</sup>	法律婚と 同じ
スイス	登録制	2004	同性 のみ	あり	あり	あり	なし	パートナ ー間又は 裁判で決 定
スペイン	法律婚	2005	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
ノルウェー	法律婚	2008	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
スウェーデン	法律婚	2009	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
オーストリア	登録制	2009	同性 のみ	あり	あり	あり	なし	一方の死 亡又は裁 判所の判 決
ポルトガル	法律婚	2010	同性 のみ	あり	あり	あり	なし <sup>4</sup>	異性婚と 同じ
アイスランド	法律婚	2010	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
アイルランド	登録制	2010	同性 のみ	あり	あり	あり	なし	裁判所の 決定
デンマーク	法律婚	2012	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ

<sup>1</sup> 「登録制」は登録パートナーシップ制度 (p.1 参照) を指す。

<sup>2</sup> 他方のパートナーの実子との養子縁組のみを認める。

<sup>3</sup> 北アイルランドを除く。

<sup>4</sup> 2013年5月17日に共和国議会の本会議で、他方のパートナーの実子又は養子との養子縁組を認める改正法案を可決 (施行期日は未定)。

(出典) Women and Equality Unit, *CIVIL PARTNERSHIP: A framework for the legal recognition of same-sex couples*, 2003.6, pp.15-16. <<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.dti.gov.uk/consultations/pdf/consult-civil.pdf>>などを基に筆者作成。

表 2 米国内各州等の同性婚制度等 (2013年8月1日現在)

制度の種類	制定又は容認した年	州名
① 同性婚を容認する州等： 13州 1特別区	2004	マサチューセッツ州
	2008	コネチカット州
	2009	アイオワ州、ニューハンプシャー州、バーモント州、コロンビア特別区
	2011	ニューヨーク州
	2012	メイン州、メリーランド州、ワシントン州
	2013	カリフォルニア州、デラウェア州、ミネソタ州、ロードアイランド州
② シビル・ユニオン(民事的結合)制度がある州：4州	2006	ニュージャージー州
	2011	ハワイ州、イリノイ州
	2013	コロラド州
③ ドメスティック・パートナー制度がある州等： 7州 1特別区	1992	コロンビア特別区
	1997	ハワイ州
	1999	カリフォルニア州 <sup>1</sup>
	2004	メイン州
	2007	オレゴン州、ワシントン州
	2009	ネバダ州、ウィスコンシン州
④ 州憲法で婚姻を異性間に限定している州： 29州	1998	アラスカ州
	1999	ネブラスカ州
	2001	ネバダ州
	2004	アーカンソー州、ジョージア州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ミシガン州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オクラホマ州、オレゴン州、ユタ州
	2005	カンザス州、テキサス州
	2006	アラバマ州、コロラド州、アイダホ州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、バージニア州、ウィスコンシン州
	2008	アリゾナ州、フロリダ州
	2012	ノースカロライナ州
⑤ 州法で婚姻を異性間に限定している州：6州 <sup>2</sup>	1984	ハワイ州
	1996	イリノイ州、ペンシルベニア州
	1997	インディアナ州
	2003	ワイオミング州
	2009	ウェストバージニア州

<sup>1</sup> カリフォルニア州州務長官は「連邦最高裁判所判決（プロポジション8に関するもの）によって、登録ドメスティック・パートナーに係るカリフォルニア州家族法の規定は無効とならず、いかなる変更もない」と説明している（California Secretary of State, “Domestic Partners Registry,” 2013. <<http://www.sos.ca.gov/dpregistry/>>）。

<sup>2</sup> ④に該当する州を除く。

（出典）National Conference of State Legislatures (NCSL), “Defining Marriage: Defense of Marriage Acts and Same-Sex Marriage Laws,” 2013.6.26. <<http://www.ncsl.org/issues-research/human-services/same-sex-marriage-overview.aspx>>; Human Rights Campaign, “STATEWIDE MARRIAGE PROHIBITIONS,” 2013.7.2. <[http://www.hrc.org/files/assets/resources/marriage\\_prohibitions\\_072013.pdf](http://www.hrc.org/files/assets/resources/marriage_prohibitions_072013.pdf)> などを基に筆者作成。